条例の主な改正点

資料1-3

参考

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| ○厚木市公共下水道事業受益者負担に関する  条例 | ○厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 |
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条　この条例は、公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「負担金等」と総称する。）について必要な事項を定めるものとする。 | 第1条　この条例は、都市計画事業として執行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第2項の規定に基づき、受益者負担金(以下「負担金」という。)を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。 |
| (負担区の決定等) | (負担区の決定等) |
| 第3条　市長は、排水区域を土地又はその他の状況に応じて負担金等の額を算出する単位となる土地の区域(受益者負担金においては「負担区」、分担金においては「分担区」、以下「負担区等」という。)に区分するものとする。 | 第3条　市長は、排水区域を厚木負担区、第2負担区、第3負担区、第4負担区及び第5負担区に区分するものとする。 |
| (負担金等の納期及び徴収方法) | (負担金の納期及び徴収方法) |
| 第9条　市長は、負担金等を3年12納期に均等に分割して徴収するものとする。 | 第9条　市長は、負担金を3年12納期に均等に分割して徴収するものとする。 |
| 2　受益者が一括納付若しくは納期前納付を申し出たとき、又は第11条の規定により繰上納付をさせるときは、前項の規定は適用しない。 | 2　受益者が一括納付若しくは納期前納付を申し出たとき、又は第11条の規定により繰上納付をさせるときは、前項の規定は適用しない。 |
| 3　各年度の納期は、次のとおりとする。 | 3　各年度の納期は、次のとおりとする。 |
| (1)　第1期　7月31日まで | (1)　第1期　6月1日から同月30日まで |
| (2)　第2期　9月30日まで | (2)　第2期　9月1日から同月30日まで |
| (3)　第3期　11月30日まで | (3)　第3期　12月1日から同月25日まで |
| (4)　第4期　翌年1月31日まで | (4)　第4期　翌年3月1日から同月31日まで |
| 別表(第4条関係) | 別表(第4条関係) |
| (昭61条例38・全改) | (昭61条例38・全改) |
| |  |  | | --- | --- | | 区分 | 負担金(1平方メートル当たり) | | 厚木負担区 | 147円 | | 第2負担区 | 260円 | | 第3負担区 | 336円 | | 第4負担区 | 372円 | | 第5負担区 | 377円 |  |  |  | | --- | --- | | 区分 | 分担金(1平方メートル当たり) | | 分担区 | 807円 | | |  |  | | --- | --- | | 区分 | 負担金(1平方メートル当たり) | | 厚木負担区 | 147円 | | 第2負担区 | 260円 | | 第3負担区 | 336円 | | 第4負担区 | 372円 | | 第5負担区 | 377円 | |